

令和7・8年度稲敷市競争入札参加資格審査申請書提出要項

1 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月7日（金）まで

2 受付方法

- (1) 建設 茨城県土木部監理課ホームページ参照
- (2) コンサルタント 茨城県土木部監理課ホームページ参照
- (3) 物品・役務 受付システムにデータを入力後、書類を稲敷市財政課へ提出
(郵送または持参) ※消印有効

3 提出先

- (1) 建設 茨城県土木部監理課ホームページ参照
- (2) コンサルタント 茨城県土木部監理課ホームページ参照
- (3) 物品・役務 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1
稲敷市役所 財政課 契約検査担当

4 登録名簿有効期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

5 申請の方法について

- ① 物品・役務提供で申請する場合は、必ず稲敷市ホームページに掲載してある受付システムに入力すること。入力方法については「受付システムマニュアル」を参照。
- ② 受付システムに入力し「申請書印刷、本登録」した後「提出書類チェックリスト」に記載されている書類を郵送してください。
- ③ その他不明な点がある場合は、ホームページに掲載されているQ&Aをご覧ください。下記までお問い合わせください。

6 資格の要件について

次の各号のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることができない。

- ① 建設工事部門に申請する者で、経営事項審査を受けていない者及び総合評定値（P点）を取得していない者。ただし、市内の業者に限り、500万円未満の工事の請負を目的に登録を希望するものについては、この限りではない。（共同受付では対応できないので、稲敷市財政課へ申請すること。）
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、申請日の前日までに復権を得ない者。
- ③ 当市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加制限を受けている者。
- ④ 申請書提出日現在で、営業に関し法律上必要とする許可・認可又は登録等を受けていない者。

- ⑤ 協同組合又は事業協同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について、組合の定款に共同受注についての定めがないもの。
- ⑥ 経常建設共同企業体にあっては、その構成員となる者が、資格審査の申請・登録をしていない者、又は、他の経常建設共同企業体の構成員として申請・登録をした者を含む者。
- ⑦ 申請書を提出するときまでに、国税・県税及び市町村税を滞納している者。
- ⑧ 建設工事又はコンサルタント部門に申請する者で、社会保険等に未加入である者。（建設工事部門は経営事項審査の審査基準日、コンサルタント部門は申請日時点での加入を要件としています。）ただし、加入義務がない業者は除きます。

7 競争入札参加資格の取消しについて

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格者の決定を取り消すと共に、名簿から抹消する。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者になったとき。
- ② 営業に関し、法律上必要とされる許可・認可又は登録等の取消しを受けたとき、もしくは失効したとき。
- ③ 営業を廃止したとき。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、入札に参加させないこととなったとき。
- ⑤ 経常建設共同企業体にあっては、当該共同企業体を解散したとき。
- ⑥ 申請書その他の書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ⑦ 名簿の公表を拒否したとき。

8 その他

- ① 競争入札参加資格者名簿については、閲覧希望者を対象に公表する。また、本市ホームページにおいても公表する。ホームページで公表する項目は、受付番号・登録番号・会社名及び所在地・営業所の名称及び所在地・評点及びランク（建設部門）・建設業許可区分（建設部門）・希望業種（コンサル及び物品・役務部門）とする。
- ② 申請書が提出されたときは、公表に同意したものとみなす。
- ③ 添付書類の用紙の規格はA4版を原則とする。商業登記簿謄本、その他官公署が発行する諸証明等は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものとする。
- ④ 申請書の提出部数は、1部とする。
- ⑤ 書類等の不備、受付期間を過ぎて提出される等、登録を完了できない場合、申請書類は当市で処分する。

◇問い合わせ先

「建設・建設コンサルタント業務」… 茨城県土木部監理課建設業担当

TEL 029-301-4334

FAX 029-301-4339

「物品・役務業務」

… 稲敷市役所 総務部 財政課 契約検査担当

TEL 029-892-2000(代表)

FAX 029-892-2062